

予算決算及び会計令第73条の規定に基づく資格

1. 工 事 名 令和8年度狼煙漁港（狼煙地区）及び鵜飼漁港海岸災害復旧工事

2. 入札日時 令和8年10月7日 10時30分

3. 競争参加資格

確認申請書及び確認資料（以下「確認資料等」という。）を提出できるのは、次のすべての条件を満たす単体企業または経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）とする（本件では特定建設工事共同企業体（特定JV）は募集対象から除く。）。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 農林水産本省における土木一式工事に係るA等級の令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房参事官（経理）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3. (2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年4月1日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。また共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、同種工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、以下のア、イのいずれかの施工実績とする。

ア. 漁港又は港湾における作業船による係留施設または外郭施設の施工実績

イ. 作業船による海岸保全施設の施工実績

- (5) 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、令和3年4月1日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあつては、全構成員の平均で65点以上であること。）
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。
 - ① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - ・技術士（建設部門、水産部門（選択科目が「水産土木」であるものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目が「建設」に係るもの、「水産－水産土木」であるものに限る。））の資格を有する者。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者

をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- ③ 配置予定の技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料の提出を求めることがある。なお、当該資料が提出されない場合は入札に参加できないことがある。
- ④ 平成23年4月1日以降（当該年度を除く）に元請として完成・引渡が完了した、次の同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体にあつては、構成員のうちいずれか1名が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

なお、同種工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

- ・同種工事は、以下のア、イのいずれかの施工実績とする。

ア. 漁港又は港湾における作業船による係留施設または外郭施設の施工実績

イ. 作業船による海岸保全施設の施工実績

- ⑤ 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、令和3年4月1日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。
- ⑥ 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
- (8) 確認資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年9月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 確認資料等を提出しようとする複数の者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合において、確認資料等の提出者を決めるために当事者間で調整することは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねて

いる場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務